

## 美濃における中山道宿駅の財政

——大湫宿を中心として——

日 置 弥 三 郎

(1971年10月30日受理)

尾張藩領は、明暦2年の「濃州御領分之内村々方覚帳」(岐阜県立図書館蔵)によれば、60万9740石9斗9升9合で、そのうち美濃国内に12万7043石9斗1升と新田分6170石5斗9升5合、合計13万3214石5斗5合あって、18郡(当時美濃全体で21郡)内290ヵ村(内他領と立会40ヵ村)にわたっている。

この所領を分析すると、木曾川・飛騨川下流、さらに長良川の上有知・長良3郷(上福光・中福光・真福寺)・岐阜町、伊尾川の3湊(栗笠・烏江・舟付)などの要地がある。また美濃における中山道16宿のうち、東端の落合から順次西へ、中津川・大井・大湫・細久手・御嵩・伏見・太田・鶉沼の9宿駅がふくまれている。

要するに、尾張藩は美濃における水陸の要地をすべて支配していたわけで、幕府が御三家の随一尾張藩を優遇したことはいうまでもないが、関ヶ原役後の幕府の対西国大名政策の意図をうかがうことができる。

### 1

さて、近世宿駅制度は、無賃または安い公定賃銭によって、幕府などの御用通行人や御用荷物を運ぶと、制度創設当初から根本的矛盾をもっていた。その使用量が少なく、労力も安いときはともかく、それらが多くなり、高くなるにつれて矛盾面も拡大してくるわけで、その制度そのものを維持することがきわめて困難になるのは当然の成り行きであった。いま美濃における中山道の大湫宿を中心にしてその推移をたどってみよう。

大湫宿は、幕府が役人の中山道通行にあたり宿場がなくて不便を感じるので、慶長8年美濃国奉行大久保長安に十三峠の難所を改修させ、翌年標高500米の高原につくらせたものである。このように新しくつくられた宿場はほかに細久手と美江寺がある。元来大湫村は高109石の貧村であるが、家数の割に旅籠数の多いことは、美濃16宿第一で、宿場町としては一応栄えたとみえるかもしれない。

旅人の往来のはげしい宿場に火事はつきもので、大湫宿でも寛永2年家16軒を焼失し、領主尾張藩は金106両1分を無利子で貸与して復興にあたらせた。ついで元禄14年また64軒のうち41軒(役家29、無役12)を焼く大惨事を引き起した。また救済資金346両を貸与されたが、同15・16両年に計29両を返納したのみで、ようやく106年後の文化4年から毎年1両ずつで、文政2年までに13両を返済しているにすぎない。

これらは火災時の救済であるが、すでに万治3年以来この元禄14年まで42年間に、藩が宿助成をしたのは次表のごとく金695両1分とかなりの金額に達している。

## (1) 大湫宿への尾張藩助成金 (万治3～元禄14年)

名目	金額	年代	備考
拝借金	36両分	万治3年	寛文1～3年に皆済
"	65	寛文4年	" 4～9年に皆済
"	12	" 7年	
"	25	" 9年	寛文9～延宝1年に皆済
"	30	延宝3年	延宝3～7年に皆済
下され金	30	" 9年	
"	50	天和2年	
"	30	貞享1年	貞享1～元禄10年毎年
"	50	元禄11年	元禄11年より毎年
拝借金	20	" 13年	問屋・年寄救済, 元禄13～15年皆済
"	346	" 14年	宿焼失救済, 元禄15～享保1年の15年賦予定

拝借金は25両以外はすべて無利子, 本表は瑞浪市大湫町小木曾家旧蔵文書により作成

大湫宿はまた正徳5年火を出し, 藩の救済金120両も, ようやく町並15軒ができたのにとどまり, 他は小屋掛けで, 旅人の旅宿もできないで困窮した。役馬もようやく14疋を買い立てたのみで, 御用は勤めかねる不始末, また近くに村とはなく, 助郷村も遠方で, しかも半原村以外はすべて他領で急場の間に合わないし, 加助郷村も, 細久手宿の定助郷ゆえにあてにはならなかった。この悪条件から, 馬入用のときは高い増し銭を出して雇わねばならず, 宿は窮乏するばかりであった。

そこで宿焼失の翌享保元年藩より300両を借り, さらに延享3年に100両(3年据置, 10年賦返済), ついで翌4年20両を拝借し, さらに翌寛延元年には向う5年間, 宿助成米200石が貸付けられ, その利米50石が宿へ与えられた。また別に大破した家並修理金50両(5年据置, 15年賦返済)を借りた。その後, 宝暦10年53両1分, ついで57両3分と, しきりに藩より融通をうけたが, 宿は立直らないで, かえってつぶれ百姓が続出した。明和元年には, 特に無賃の上使の通行がはげしく, その休泊も多く, 宿の助成となる大名方家中の通行は少なかった。

こうした宿にとっては好ましくない状態の累積が, 宿場の風儀を悪化させ, 雇人足は御用通行のとき, 宿役人に難題をもちかけ, 宿役人もときがときとことなかれと金銭で取りなすことも多くなってきた。

人馬増賃金の1割の勿銭を蓄えて貸附金とし, その利子を宿助成にあてることは, どの宿でも行われた。大湫宿でも安永年間に入ると, 宿役人の手で盛んに活用されている。安永8年宿問屋の長左衛門が, 本田5反5畝を質物に25両2分を, 天明4年には宿の百姓4人で, 本田6町2反を担保に270両3分を, さらに寛政5年にも同じく百姓10人で本田6町5反を入れて299両1分を, また文化9年にも百姓9人がほとんど同じ条件で, それぞれ借りている。これらはすべて年利1割の1年契約で, 宿内のみでなく, むしろ宿外諸村に貸附けた場合が多い。

## 2

こうした宿駅の困窮化はどこも同じで, 尾張藩領内の御嵩・鵜沼を除く7宿は, 文化11年,

幕府道中奉行へ宿助成方の歎願書を出すにいたった。それによると、ここ10ヵ年銭相場が下落しつづけ、金1両につき銭7貫文ないし7貫2・300文となって、米穀など諸品をはじめ、馬飼料や沓・草鞋にいたるまで暴騰し、人足・馬士の生活が成り立たなくなった。また旅籠代が銭相場にくらべて下値で利益が少なく、廃業者も出てきた。さらに大名やその家中の通行も、中山道では、江戸から信州追分宿までは、北国その他附近の大名通行で賑わっているが、信州小田井宿から美濃赤坂宿までは、西国大名の年に5ないし12回の往来があるのみで、しかもそれがきわめて質素な道中で、宿の助成にはならない。かえて近來は高貴な役人の御用通行(無賃)に中山道が利用されるようになり、諸入用がかさむばかりである。このような悪条件では、困窮化のはては亡宿になりかねないので、従来の人馬賃銭1割5分増しのうゑに、10年間さらに5割増をと訴えている。しかしこの願書は却下された。

この人馬賃銭増額要求の願書は、どの宿からもひんぱんに出されたが、さきの7宿の却下にもみられるように、道中奉行の方針は、

願により仰付けらるべき筋にこれなく、御上の思召も御座あるべく候間、願書願下げ仕るべき旨仰せ渡さる

というものであった。しかし同時か、またはほどへて「特別の御吟味」という形で若干増額されることもあった。

これを大湫宿についてみると、さきの7宿連署歎願が、文化13年から文政4年まで5年間、新しく3割増の計4割5分増として認められている。この年季は、出願によって2回継続され、その年季明けの天保2年、鶺沼・太田・御嵩・大井・中津川の5宿の年季継続が許可となった。これを知った大湫宿は、さきに文政7年と同9年にまたも火を出して宿内残らず焼失し、その復興が進捗しないのを理由に、同様の恩典をと願ひ出た。それには、助郷村と熟談のすゑ、先規の1割5分増分は助郷方へ、年季継続願の3割増分は宿復興助成へあてることにし、従来の配分法と逆であることを書きそえているが、これはすべて認められた。

つづいて天保8年の全国的凶作にあたっては、米価が特に暴騰したので、宿からの出願前に、3月より5月まで勤人馬手当として2割増の6割5分増とされ、6月から9月までこの2割増分のうち1割2分を勤人馬へ、8分を宿助成にあてるよう指示をうけた。しかし9月からはもとの4割5分増に復した。

このような小細工の増銭は、異例の凶作救済には合わないので、翌9年から同13年まで5分増の5割増とし、さらに文久2年3月から1年間7割5分増と大幅に増額せざるをえなかった。

大湫村は尾張藩領ではあるが、実はその家臣である木曾福島の子村氏と可見郡久々利の子村氏が折半して知行していた。その久々利表から文政5年、全知行所へ計500両の調達金名目の冥加金の上納を命じた。大湫宿では本陣の保々市郎兵衛3両、年寄文蔵20両(3年分納)、百姓2人で3両、村中として3両を上納しているにすぎない。文蔵は質屋を営んでいるが、献金の功によって苗字(小木曾)と帯刀を許されている。それはともかく、このわずかな献金額は、この宿の窮乏化をよく示している。

前述した文政の2回の火事は、大湫宿を亡宿寸前にまで追いこんだ。御用通行、家中宿泊を勤めうる家はようやく5・6軒で、一般旅人さえが、宿の内輪不始末をみて、急に予定を変更して先へいそぐ有様で、それがまたつづれ家を多くさせた。つづれ家の増加は、それだけ人馬賃銭を増加させ、宿借金は同12年200両となった。

尾張藩は領内の9宿駅に対して、たえず助成の手をさしのべているが、文化初年亡宿寸前の大湫・細久手両宿に、年々米50石ずつを手当てしてきた。それがいつからか金30両に、さ

らに40両に増額された。藩は天保2年、大湫宿へその借財の明細書の提出を命じた。その内容を表示するとつぎのとおりである。

(2) 大湫宿借財内訳(天保2年)

金額	品目
113両 分 朱	諸方よりの宿借金
68	文政3・4年笠松役所へ大勢呼出し諸入用の宿借金
16 2	以上2口の利払文政9年より不能につき他借分
6 2	文政7年宿内出火のとき、人馬雇上げ継立分の宿借金
18 1 2	文政9年宿内焼失、問屋場仮建、駕籠新調、人馬雇上げなどでの宿借金
16	問屋場普請入用不足分借入宿借金
248 2	文政12年の宿借金合計
268 2	天保2年現在の宿借金

本表は前掲小木曾家旧蔵文書により作成

ここに天保2年の借金は268両2分で、同14年には285両となり、12年間にわずか17両の増加にすぎない。しかしそのうちの拝借金(金額不明)を毎年1両ずつ返納するはずが、延納がちで藩から督促をうけているのをみると、宿財政は、小宿駅であるだけにあらわれた数字以上に苦しかったと思われる。

このころの大湫宿の人馬継立状況を知るために、天保9年の宿と助郷の勤め人馬数をかかげると、次表の通りである。

(3) 大湫宿継立人馬数内訳(一)(天保9年)

種別	宿 勤		助 郷 勤		
	人 足	馬	人 足	馬	
上 り	御 朱 印	人 28	疋 36	人 102	疋 0
	御 証 文	29	13	296	9
	賃 人 馬	3,782	4,497	1,424	470
	計	3,839	4,546	1,822	479
下 り	御 朱 印	32	7	3	0
	御 証 文	89	21	196	2
	賃 人 馬	2,754	3,753	1,043	650
	計	2,875	3,781	1,242	652
合 計	6,714	8,327	3,064	1,131	
上下総合計	人足 9,778	馬 9,458			

本表は天保九成年立人馬書上帳

前掲小木曾家旧蔵文書により作成

(4) 大湫宿継立人馬数内訳(二)(天保9年)

種別	宿 方		助 郷 方	
	人 足	馬	人 足	馬
添 人 馬	人 107	疋 4	人 1,076	疋 23
余 人 馬	0	0	1,249	399
日 除 継 立 人 馬	22	5	154	21
計	129	9	2,479	443

史料は同左に同じ

(注) 以上本文の史料は、特記する以外は、すべて瑞浪市大湫町小木曾家旧蔵文書である。

## 3

## (5) 大湫宿の借入金(弘化2年)

借 用 金 高	年利率	借 用 先
35兩 分 朱	0	中津川役所 久々利役所
32 3		
* 368 2	0.1	大湫村村瀬半左衛門 中津川宿岩井助七 毛呂久保村源兵衛 中之方村喜兵衛 坂村源兵衛
140		
80		
50		
185		
50	0.12	" 金右衛門 吉良見村又右衛門 竹折村治郎平 釜戸村弥藏
100		
30		
25		
15	0.15	" 兵藏 小里村亀右衛門 釜戸村弥藏
15		
90		

弘化2年現在借入金合計

金 1,215兩3分2朱, 銀7匁6厘

\* 金高正確には銀7匁6厘を加える

兩役所の借入金は弘化4~安政3年の10年賦返済  
毎年金6兩3分, 銀1匁5分ずつ返済,個人借入金合計 1,148兩2朱, 銀7匁6厘, 弘化3  
年分の利子金 130兩1分, 銀4匁4分5厘6毛

本表は瑞浪市大湫町森川義有家文書により作成

第6表の通りである。

本表の収入の部にある前述の5年間の毎年拝借金80兩は、そのうち20兩を積立てて拝借金の返済に当てた。また頼母子講受取金は、天保6年村瀬半左衛門が取立てた講満会による入金、兩役所拝借金は、嘉永4年から3ヵ年据置き、4年目より無利子10年賦返納のものである。

つぎに支出の西丸御簾中下向とは、徳川家祥（後の將軍家定）の後室<sup>じふみょうのみきみ</sup>寿明君（一条忠良の女）が、嘉永2年9月江戸へ入興下向したのを指している。宿の収支差引不足分は、すべて人馬役株50軒へ割賦し取立てるべきではあるが、それではつぶれ百姓も出るので、その年の米作の豊凶、往還助成の多少によって割賦額を協議し、その不足額を宿借金とする申合わせであった。

なお255兩の不足分は、年寄3人の名儀で新しい借金となっている。すなわち、小木曾文左衛門によって釜戸村弥藏から70兩、森川清左衛門により同村兵藏から70兩、村瀬半左衛門によって同村貞次から100兩、以上みな年利1割半である。残金15兩は半左衛門自身が無利子で融通している。

尾張藩の美濃太田陣屋は嘉永5年、大湫宿役人と百姓惣代に、弘化3年~嘉永4年の6ヵ年の宿駅の収支決算書の提出を命じた。それによると、まず弘化2年の借金は、宿年寄村瀬半左衛門の勘弁金（貸金帳消し金）150兩を除いた1,215兩余の巨額に上っている。その内訳は第5表の通りであるが、後に記す第7表に出てくる「天保年間に至る旧拝借金諸口合計」金338兩余は、なぜかここには計上されていない。この合計金は、恐らく前述の天保14年の宿借金285兩に当るものであろう。

この大湫宿借財の急激な増加原因は不明であるが、宿としては容易ならぬ危機に立ったわけである。そこで弘化3年、藩へ歎願をくり返し、ようやく翌4年から嘉永4年まで5ヵ年、金80兩ずつ拝借することができた。宿方ではこれを機会に、前表の金主をまわって借金の利率軽減を懇請し、1割5分は1割2分に、1割2分は1割にと引下げの目的を達した。前表の利率はこの改定後のものである。いまこの決算書にある嘉永3年分の内訳を示すと

## (6) 大湫宿嘉永3年の取支決算

区分	金	高	品	目		
収	80	分	朱	銀	匁	盆暮両度御救金
	80					拝借金(この内20両積立)
	52	3		0.98		人馬賃銭割増効銭
	7	1		13.5		半原村初5村より受取御伝馬金
	10	3		3.0		御川並御手当金
	200					頼母子講受取金
入	50					中津川・久々利両役所より拝借金
	480	3		17.48		収入合計
支	190	1		4.45		宿の借金1,548両2朱, 銀7匁6厘の利子
	6	3		1.5		両役所より借金67両3分の年賦支払
	175					人馬役給金
	7	2				帳付役給分
	6					馬指給分
	6					定使給分
	29	1	2	4.43		御用衆御休泊抱銭
	152	2	2	0.82		宿方下用
	10					頼母子講返金
	20					収入の拝借金80両の内の積立金
	3	2				半原村初5村へ手当金
出	228			6.8		西丸御簾中御下向諸入用御手当金引去り宿借金
	107	2		7.39		米価高に付来年困米48石買入代金
	942	1	2	25.39		支出合計
	461	3		0.41		差引不足分
	206	3		0.41		人馬役株50軒より取立金(1株に付4両2朱, 銀6分)
	255					嘉永3年に新しく宿借金となった分

本表は前掲森川義有家文書により作成

## (7) 大泊宿借入金嘉永5年4月現在高

借	用	金	高	品	目	
		両	分	朱	銀	匁
(1)	1,148	2		7.06		弘化2年現在の個人よりの利子附借入金
	722	1	2	0.11		弘化3～嘉永4年宿収支不足金
(2)	33	3	2			嘉永5～安政3年両役所無利子5年賦毎年6両3分銀1匁5分返納
	50					安政1～文久3年両役所無利子10年賦借入金
	400					嘉永5～明治15年無利子30年賦拝借金毎年13両1分銀5匁返納
(3)	338	2		5.5		天保年間に至る旧拝借金諸口合計
	40					嘉永5～安政2年の4年間無利子頼母子講返金分毎年10両返金
	2,732	3	2	12.67		嘉永5年4月現在の宿借入金総計

(1)・(2)ともに第5表参照。

(3) 天保年間に至る旧拝借金返納は全く不可能となり、いかにすべきかを歎願し、まだその回答をえていないとするもの。

本表は前掲森川義有家文書により作成

この各年間の不足金は、弘化3年～嘉永4年の6ヵ年だけでも、722両余の巨額に達している。したがって宿の借入金は、前述の弘化2年の1,215両が、嘉永5年4月には、実に、2,732両と倍増している。その内訳を示すと第7表の通りである。

## 4

その後、宿財政は悪化するばかりで、ついに安政3年冬、金500両を翌4年より無利子30年賦返納の拝借金と、宿財政立直りまで毎年150両ずつの御救金とを下されるよう歎願に及んだ。これは却下されたが、特別手当として同4年より6年まで100両ずつの御救金が下された。

このころ米価は上昇しつづけ、嘉永6年の異国船渡来人気も不穏となり、米の売りおしみがひどくなり、大湫宿のように、飯米のほとんどを買入れて旅籠屋渡世をするところでは、その打撃も大きく、利益もきわめて少なくなった。また時勢の急変を反映して無賃の御用通行、特に早駈はやかはひんぱんであるのに、宿助成となる旅人や商用の往来はかえって少なくなり、しかも旅籠代を「こぎる」(値引き)ことが当然のようになった。

こうした宿の疲弊は、累年の新借財としてあらわれ、安政4年金203両、同5年186両、同6年264両と積み上げられて、翌万延元年初には、合計3,867両余にもなってしまった。しかも人馬役株50軒からの取立金も滞りがちであった。さらに安政5年の隣宿細久手の火災以来は、大湫宿に幕府御用の休泊が急増し、財政好転の自途は全く立たなくなった。

そこで万延元年、さきに却下された安政3年冬の願書を再三にわたって出したが認められなかった。その代りに、さきの毎年100両ずつの御救金は、さらに3ヵ年延長して文久2年まで受けられることにはなった。

莫大な借財に困りはてた大湫宿は、文久元年1月と7月、その返済仕法を立てて出願をくり返している。それは安政3年以来願いつづけてきた拝借金500両、新規頼母子講による200両、去年満会となった頼母子講からの100両、合計金800両を各金主へ返却し、それによって利子下げまたは無利子長期年賦返済などを頼みまわるといものである。このさい、1つの宿駅を新規取立てるつもりでこの願意をぜひ認められたいと申しそえている。(前掲小木曾家旧蔵文書)

## 5

この大湫宿財政の極度の窮乏は、文久元年10月の和宮下向による莫大な宿入用によって絶望的危機に直面した。そこで従来の御救金を同3年から15年間50両増額して150両ずつに、別に150両30口講加入の勧誘方を願ったが斥けられ、前例にならい特別処置として、文久3年から慶応3年まで3年間御救金70両ずつを下されることに終った。

宿ではこれら悪条件に加えて、文久3年幕府道中奉行から命ぜられた当分助郷村々が、新助郷請書調印をしぶって人馬を出さないで、宿としてはその臨時買上げが増加し、それがまた雇人馬賃銭をつり上げる結果ともなった。そこで宿方はさきに却下された文久3年の出願を再三くり返さざるをえなかった。

大湫宿の借財は、ついに慶応元年には金4千両にふくれ上り、宿方ではその宿廃止が真剣

に討議されるようになった。そこでまた返済仕法が立てられ、金1,500両を中津川宿菅井嘉兵衛発起の頼母子講より融通をうけ、その返済は、前年の元治元年より講の満会まで16年間(明治12年まで)、尾張藩からの毎年150両ずつの御救金によることになり、宿財政も一時的安定をうるはずであった。

この150両ずつの御救金は、明治4年廃藩置県となり、その下附について宿方より笠松県へ、さらに名古屋駅通役所へと出願しているが、はかどらなかつた。細久手宿も同様であった。

しかし大湫宿の伝馬役株50軒のうち5軒は、一兩年以前からつぶれ、また9軒は自立しないで宿方持ち同様の惨状であった。また残った伝馬役家も、日々の人馬食糧にもこと欠いてつぶれ人馬が多くなり、したがって役株のものは問屋場前へ詰めきって人馬雇い立てにのみ追われ、農業仕事はおろそかになった。これでは宿役相続もできないので、宿方のものは離散しかねない様相を呈してきた。しかも雇人馬賃金は年ごとに値上りをし、慶応2年暮には、人足1人給金20両、馬1疋50両出さねば年間請負をするものがなく、雇立人馬30人30疋の給金は約2,100両にもなり、これに宿下用をも加えると莫大な金額になるという。そこでこのさい、この伝馬役と宿下用を藩が負担し、なお宿方救済米100石の拝借方を願い出た。藩は金144両を与えたにすぎなかったが、これではようやく米10石を購入できるのみで、多数の困窮者救済にはならなかつた。

文久3年以来の米価の暴騰はすさまじく、白米値段は金1両につき1斗内外といわれ、宿内有力者は困窮者救済に努力し、18軒52人に白米6斗8升2合を施与し、また白米5斗6升3合を焚き出し、宿内はもちろん、たまたま隣宿人足で大湫宿へきたものにも施与した。さらに極難者への随時施米8斗余に及んだので、合計白米2石4升余が救済のため施されている。藩においても、同年6月拝借金300両(5年賦返済)を出している。

当時宿役人の身元がつぎの通り記されているが、その所有石高は徹々たるものである。

1 高15石	百姓農業仕候	大湫宿本陣	問屋	庄屋	保々市郎兵衛
1 高5石2斗	味噌溜り商ひ仕候		問屋		森川清助
1 高6石5斗	同断		年寄		小木曾文左衛門
1 高6石3斗	旅籠屋商仕候		同断		(水野)彦右衛門
1 高4石2斗5升	同断		同断		忠兵衛
1 高4石2斗	酒造仕候		同断		利助

## 6

これより先、嘉永3年、幕府勘定所は、落合から鶉沼まで9ヶ宿(すべて尾張藩領)と助郷の間に余荷(援助)申合わせを結ばせた。それによって大湫宿では、定人馬17人17疋の余荷を受けることになった。しかしこれら余荷勤めは助郷村の好意的援助であったので、それが必ずしも実施されるとはかぎらなかつた。文久3年から慶応2年まで4ヶ年実施されなかつた。そのために大湫宿は多額の雇人馬賃金を要し、御下げ金で差引いてもなお445両を必要とした。大湫宿の窮状をみかねた鶉沼宿役人が、宿・助郷間の調停に立ち、助郷方は永代余荷をする代りに、宿方は慶応元年から10年間50両ずつを助郷方へ支払うという和談が成立した。しかし宿方にはこれらを支弁する資力がなく、また藩の御下げ金110両をえたけれども、なお335両の不足金が残る、また毎年助郷方へ支払うべき50両(内10両は宿方負担)の捻出のめどは立たなかつた。



ときもとき、慶応2年、尾張藩主徳川義宜の江戸下向があり、多数の人馬触れ当てが必至となった。しかし助郷村には他領が多く、尾張藩の権力のみではこれら諸村の説得は困難視されたが、さりとて藩主参府の人馬継立てもゆるがせにできぬ大事であるので、大湫宿は苦境に立たされた。かつての宿年寄役の村瀬半左衛門は、

今般 上様 御参府御継立之儀へ容易ならざる御太切之御用相勤めがたく、御上様え御苦勞をかけ奉り候様相成候てハ、一宿相統罷在候證もこれなく、且助郷方え対し候ても、元來借用金より差し起り候儀、御威光を以て差し押え候様相成候てハ、往々宿方の為筋にも相成らず候

という深い思慮の上に立って、親類縁者を頼みこんで金200両を調達し、これによって助郷方の援助をえてこの難局を切りぬけることができた。しかしこの金子は、当時家運傾いた村瀬家が他家から融通をうけたものであり、宿方から早急に返却しなければならなかった。そこで宿方は慶応2年3月、藩主の参府御用すみしだい御救金下附方を出願している。

慶応3年となり、宿方より藩への願書が矢つぎ早やに出された。まず正月、昨年末の借財金3,965両のうち1,025両は、宿問屋森川清左衛門らの尽力で善処することになったので、残金2,940両のために藩の御手当金下附を懇願した。ついで2月には、前述の助郷方への50両の未払い、したがって助郷方の余荷打切りに困りはて、宿立人馬の大幅縮小を願った。また諸物価安定まで、手明き村の助郷指定をも願った。しかし藩は何の解決策も示さなかった。

そこで4月になり、もはやこの上は「亡宿」（宿場廃止）を藩から幕府道中奉行へ申し出られ、また人馬役家は生活可能の村方へ離散することを認められたいと願った。もっとも時節柄不用意の離散は不穩であり、不可能とすれば、宿役を勤めない「簡の村方」（宿場のない村）となれば、水呑はともかく、多少の田地持家ばかりで農業専一にすれば、いかようと露命だけはつなぎえようからと「平並の村方」となることを懇願するにいたった。

この慶応3年11月から人馬賃銭が大幅に引上げられた。天保8年改定以来の推移を示すと、第8表の通りである。

(8) 大湫宿人馬賃銭の変遷(1人または1疋につき)

年 代	下り方(大井宿へ)			上り方(細久手宿へ)		
	本 馬	軽 尻	人 足	本 馬	軽 尻	人 足
天 保 8	貫 文 311	文 203	文 153	文 121	文 76	文 58
文 久 2	329	215	162	128	81	61
慶 応 3	1.413 (352)	921 (229)	707 (174)	552 (137)	357 (86)	270 (66)

慶応3年の( )内数字は新賃銭の内の刎銭

本表は前掲森川義有家文書により作成

これによると、文久2年と慶応3年とわずか5年間に、人足賃の4.42倍を最高に、軽尻馬の4.28倍と驚くべき増加となっている。一般物価の驚異の上昇を反映しているものであろうが、この賃銭のつり上げをもってしても、宿の財政は、さらに好転する兆もみえなかった。大湫宿が明治3年において、なお拝借金として背負っていたもののみでも、つぎの通り、金2,595両余の巨額に上っていた。

(9) 大湫宿拝借金内訳(明治3年)

拝借金	拝借理由・返済方法
270両 分 朱	
19 2	文政7年宿焼失
146 2 2	文政9年宿焼失
70	天保3年有君下向
100	天保3年宿方困窮
50	天保8年凶作
400	宿方困窮, 弘化3~嘉永4年毎年80両宛拝借, 無利子30年賦返済
300	宿方困窮, 慶応3年拝借, 無利子5年賦返済
1,240	明治2年拝借, 無利子13年賦返済
米 50石	宿方困窮, 慶応2年拝借, 5年賦返済
合計 2,595両3分 米 50石	

本表は明治3年5月拝借金高取調書上帳, 前掲森川義有家蔵により作成

7

尾張藩領内の中山道9ヶ宿は1つの組合をつくっていた。その組合が慶応2年以来, 宿財政窮乏の救済について歎願をつづけている。それによって当時の宿駅の実情をよくうかがうことができる。

(10) 9ヶ宿の借財高内訳(慶応2年)

宿名	文久1~慶応2年 諸入用合計	急 拝 借 金 御 下 金 など	他より借入金	和宮下向 不足金	以上2口の合計		
	両 分 朱	両 分 朱	両 分 朱	両	両 分 朱	銀 匁	
鵜 沼	8,660 2	6,765 2 2	1,900 2 2	2,956	4,855 2 2	0.47	
太 田	6,780	6,243 2 2	535	2,700	3,235	3.39	
伏 見	6,848 3	5,594 1 3	1,252 3 2	1,152	2,404	3.28	
御 嵩	7,031 2	6,103 1	926 3 2	1,430	2,356 3 2	6.81	
細 久 手	7,278 1	5,149 3	2,127 3 2	1,220	3,347 3 2	5.8	
大 湫	7,393	5,979 2 1	1,412	2,550	3,962	6.76	
大 井	9,582 2	5,843 1 1	3,737 2	1,580	5,317 2	3.45	
中 津 川	6,496 2	6,294 2	202 1	3,520	3,722 1	0.65	
落 合	6,430	5,761 3 1	668	1,750	2,418	3.6	

9宿借財高合計33,852両1分2朱銀1匁97 1宿平均 3,761両1分2朱銀2分2厘

はじめ3項目の銀高は省いてある。

第4項目は文久元年和宮下向の人馬雇代銀始諸入用の内へ急借並御下金差引不足金

細久手宿はこのほかに安政5年宿焼失による他借金1,532両2分

大湫宿も米価高による他借金708両1分銀6匁がある。

本表は宿助郷古借財書上帳, 前掲森川義有家蔵により作成

まず慶応2年の歎願書は、古今の宿場財政の比較を述べている。かつての宿駅は、宿助成となる通行も多く、ことに諸物価がきわめて安く、宿人馬稼ぎを「銭取り稼」(現金収入稼ぎ)として「重宝」がる状態にあった。伝馬役馬1疋の1ヵ年給金1両1〜2分、人足1人が金2分ないし2分2朱ほどの安い請負であった。また「御用家」の休泊も、規定の木銭・米代の支払いをうけて、宿泊1人銭46文から64文の「尻抱」(宿場の足し銭)ですんだので、藩からの宿場補償の「御救金」によって宿経営は成り立ってきた。

しかし近年は、人馬給分をはじめ、諸事宿入用などもおびただしく暴騰をつづけている。伝馬役にしても、前年の請負給金では応じないので、随時手当を出すのが通例となり、特に本年は春以来多くの夫食・飼料などについて、まず手当を与えなければ動かなくなった。いまは継立てに十分たえうる人馬は少なくなり、いきおい高い賃銭で雇い入れてそろえるのが実情である。

このようにして、宿の借財は年ごとに増すのみで、9ヵ宿は文久元年より慶応2年まで6年間の収支決算を明示しているが、それをかかげると第10表の通りである。

(11) 9宿助郷方借財高(慶応2年)

宿名	文久1〜慶応2年(和宮共) 借財高		
	両	分	朱 銀 匁
鶉沼	2,315		3.2
太田	2,108	1	0.83
伏見	1,815	2	2 1.6
御嵩	2,418	2	2.5
細久手	1,900		5.6
大湫	2,025	3	3.95
大井	2,565	2	2 3.14
中津川	3,219	3	0.98
落合	2,600		3.26
9宿合計	20,967	3	0.56
1宿平均	2,329	3	0.06

史料は前表と同じ

この莫大な借財にあえぐ9ヵ宿としては、1ヵ宿の人馬給のみでも年間千四五百両は必要であり、このさい本年分の人馬給はじめ宿入用などを藩費で支払われたく、宿の間屋・年寄はじめ帳付・馬指などの勤めは、従来通り「御冥加之心得」をもって宿まかないではたしたい。このようにして宿永統の仕法をうち立てられたいというのが、9ヵ宿あげての願望であった。

こうした9ヵ宿の窮状は、それぞれの宿助郷村の困窮でもあったわけで、この慶応2年の借財額は、左表の通り宿場のそれに匹敵するものであった。

つづいて翌3年2月、9ヵ宿自らが、宿駅存続仕法を提出した。宿の正人馬は、かつては25人25疋を立てておき、なるべく往復くり返し勤めで宿御用をはたしていた。しかし幕

府は天保14年、宿の定人馬は往古より東海道は100人100疋、中山道はその半数であるはずとして、これだけの常置人馬を整備するよう命じた。そこでいわゆる囲人馬をふくめての50人50疋を使いきれないと、助郷へ触れ当てることができなくなった。宿としては、この規定人馬の常置は財政上不可能であり、また常備しておいても、西筋赤坂宿より東筋信州小田井宿までは、上下通行が少なく不経済でもある。しかし実際に50人50疋必要とする日には、人馬を雇い入れて継立てをしなければならない。そこで前述のように嘉永3年、幕府勘定所の斡旋で、9ヵ宿と助郷間の協定ができ、助郷方より定人馬50人50疋のうち、囲人馬差引き17人17疋、または宿により15人15疋ずつ、永代または年季余荷の勤めをしてくれることになった。しかし年季明けごとに問題がおき、9ヵ宿としては不安心であるので、定人馬数の減少を歎願しようとした。しかし万延元年と翌文久元年と凶作がつづき、特に和宮下向以来は御用通行が頻繁となり、また近年は古今まれな諸物価高で、事態はいよいよ悪化した。そこで継立人馬を宿・助郷のほか、手明き村々で平均に負担するか、定人馬数を減少し、1宿ごと

に従来の助郷高に6千石ずつ手明き村々に10ヵ年の増助郷を命ぜられるか、いずれかに改正されたいというのが、9ヵ宿の歎願の中心点であった。

宿の困窮化は、こうした人馬継立てと借財の増加にみられたのみでなく、険悪不穏な時勢を反映して、宿通行人の目にあまる横暴にもあった。9ヵ宿は、同じこの2月、その実情を6ヵ条にわたって詳細に藩へ報告し、その善処方を願い出ている。その暴状を摘記するとつぎの通りである。

「文久3年以来、出羽・奥州を初め東国諸大名の往返に「御時勢に付候哉、何れも御気荒く相成り、宿駕籠等差出方少しにても延引仕り候えば、直にぬき身にてむなうちにて御打擲これあり」という乱暴に恐れ、宿方下役の勤め手がない。しかし「この上利(理)不尽に拔身等遊ばされ候節は、大勢寄合手込にいたしても宜しき様、御免なし下され候か、御締なし下され候か、且は御領主々々より問屋場へ御役人様御出張なし下され候か」と百姓の自衛策または領主の積極的取締を要望している。

「紀州藩家中の上り下りのとき、前触れもなく、多数の宿駕籠を要求し、ことわると御用に支障があるといつて立腹してきき入れない。やむなく差出すと途中で人足どもから「入魂銭」を強請する。急なことで人足が間に合わぬといえ、これまた入魂銭を強要されて迷惑する。

「近年東西とも家中通行のとき、「御気荒にて少しの間違ひにも切捨候よし仰せ聞えられ、こまり入り申し候」といいながらも「宿役一同百姓の儀、且は御国役に付、百姓一同の高懸にて入用差出し、御継立仕る儀に付、すべて御勘弁御座候様仕りたく」と述べていることは注目している。百姓の苦しい負担において継立てをしてやっているのではないかという百姓の不満、さらに抵抗らしいものが感じとられる。

「公儀はじめ諸家通行に、宿駕籠入用のとき、垂駕籠や大蒲団を要求されるが、有り合わせのものですまされたい。

「諸家家中の通行は、中山道では、1日片道13人13疋までは定賃銭であるが、それ以上の継立人馬について、東国諸家にかぎって相対賃銭を支払われないのでこまる。

「近年諸家通行のとき、人馬荷物が規定重量以上のものが多くてこまる。

以上の歎願書は、諸家家中の乱暴狼藉もさることながら、それにたえてきた宿の人々が、元来矛盾の多かった宿駅制度そのものへの疑惑と、それへの批判と反撥を示しているものとして注意すべきものである。

(注) 以上の史料は特記のほかは、すべて瑞浪市大湫町森川義有家文書である。

## 8

以上は尾張藩美濃領内の9ヵ宿について述べたが、他の宿駅の財政はどうであったか。中山道で城下町が宿駅であったのは、上州の高崎・安中と加納のみである。したがって美濃16宿のうちでは、加納宿が最も繁栄しているのは当然である。

加納藩はいつからか宿に対して、毎年宿入用、伝馬25疋へそれぞれ手当米として計255俵(米102石)を出している。いま加納宿が、寛永末年より文政初年にいたる約180年間に、幕府と藩からうけた金穀の助成状況を示すと第12表の通りである。

その後、加納宿の財政は、他の宿と比較すれば、その困難の程度も大きくはなかった。しかし文久元年の和宮の下向は、加納宿にも大きな打撃を与えた。宿の財政は翌2年に金1605両となった。つづいて翌3年3月の將軍家茂の上洛があって、中山道筋へもその供奉の諸役人の通行が多く、加納宿では、その正月から6月下旬までに約4万人の通行があり、その9割までが宿泊する始末で、宿入用は驚くべき増加で、宿財政を悪化させた。

## (12) 幕府・藩の加納宿助成金穀累年一覧 (寛永19~文政2年)

年 代	金穀数量	種 別	助 成 対 象
?	米 130俵	もらい	毎年宿入用 (4斗入)
?	米 125俵	もらい	毎年伝馬25疋手当
寛 永 19	金 100両	拝 借	伝馬手当
寛 文 7	金 36両	拝 借	伝馬36疋手当
" 7	金 50両	もらい	伝馬飼料
○ " 9	金 100両	拝 借	寛文9・10年に返済済み
" 9	金 170両	拝 借	寛文9~延宝1年の5年賦返済済み
○延 宝 2	金 50両	拝 借	伝馬50疋へ
○ " 2	金 37両 2分	拝 借	人足50人へ
" 9	金 26両	もらい	伝馬飼料
天 和 2	米 56俵	もらい	伝馬26疋へ
宝 暦 8	米 130俵	拝 借	
天 明 7	金 28両	もらい	宿方へ
" 7	" 5"	もらい	本陣へ
文 化 10	" 15"	もらい	臨時宿方救済
" 11	" 25"	拝 借	宿方へ
" 13	" 30"	もらい	臨時宿方救済
" 13	" 20"	拝 借	宿方へ
" 14	" 30"	拝 借	宿方へ
文 政 1	" 30"	拝 借	宿方へ
" 2	" 50"	拝 借	宿方へ

○印は幕府の助成, 他はすべて領主加納藩  
本表は加納町史下巻により作成

## (13) 加納宿の収入高(慶応元年)

収 入	種 目
兩 分 銀 匁	
?	年々下され米 130俵代
55 2 10.63	勿錢溜銀 556匁 3分永26文7分利足
25 2 1.2	同上金 319両利足8分通り
30	惣町より益暮取集め
18	旅籠屋冥加金
2 3	伝馬金利足
?	勿 錢

加納町史下巻による

宿方では慶応元年5月, 宿支払方中勘定と借金の取調書を藩へ提出し, 宿存続のための善処方を歎願している。その内容を示すと第13・14表の通りである (『加納町史』下巻)。

## (14) 加納宿の借財高(慶応元年)

借 入 金	種 目
兩 分 朱	
245	伝馬金
75	天神講半減
150	円明院祠堂金
200	野口貞兵衛取次
10 2	丸野屋新兵衛
100	助郷より
50	伊藤五郎治年口借入
10	安政6年同上
25	文久2年同上
150	文久2年同上
97 3	相對講
477 1 3	文久元年諸払残り
325	文久3年諸入用支払残り
80	元治元年年番より借入
100	遠藤重平より借入
2,095 2	借入金合計

加納町史下巻による

これによると、加納宿の借財合計金 2,095 両余で、その年の収入はこの年前半の勘定ではあるが、金 131 両銀 14 匁余と米 130 俵となる。この借財高は、さきにみた尾張藩領内 9 ヶ宿の慶応 2 年の各借財高と比較すると大きなものとはいえない。それだけ加納宿が繁栄していたことがうかがわれる。

## 9

関ヶ原宿は、旗本竹中氏の采地内にあるが、幕府はすでに寛永 10 年、この宿に対して毎年伝馬人足米補助として、米 6 石 2 斗 2 升ずつを与え、宿の維持発展につとめたことは次表にみられる通りである。宿方においても、その拝借金の返納期限を守って皆済しているの、その宿財政は一応やりくりしえたと思われる。これは前にふれた東濃 9 ヶ宿の慶応 2 年の歎願書に往古の宿経営は成り立っていたと述べていることを裏書している。

(15) 関ヶ原宿拝借金穀累年一覧 (寛永 13～宝永元年)

年代	拝借金穀	返納状況
寛永 13	銭 60 貫文	拝借 50 年後の貞享 3～元禄 3 年に皆済
" 20	米 210 石	皆済
明暦 1	銭 200 貫文	皆済
" 2	銭 266 貫文	皆済
" 2	銭 600 貫文	銭高値につき救済のため売銭として拝借、直ちに代金 150 両返納
寛文 9	金 100 両	米 250 俵 (3 斗 5 升入, 200 俵馬役, 50 俵人足役) の代金として拝借、寛文 9・10 年に皆済
延宝 2	銭 350 貫文	延宝 5～貞享 3 年の 10 年賦皆済
" 4	{ 金 40 両 米 50 俵 }	{ 5 ヶ年休年, 天和 1～貞享 2 年の 5 年賦皆済
" 4	{ 金 30 両 米 50 俵 }	{ 延宝 4 年は 1 割の利子つき, その利子を元高に入れ, 以後無利子, 返納期限は上と同じ 5 年賦, 皆済
" 4	{ 金 30 両 米 50 俵 }	{ これのみ利子つきで, 毎年利子を元高に入れ, 10 年目の貞享 2 年一時に返納, 皆済
" 9	金 200 両	5 ヶ年休年, 貞享 3～元禄 3 年の 5 年賦, 皆済
宝永 1	銭 300 貫文	宝永 2～享保 2 年の 10 年賦, 宝永 2・3 年分返納

本表は文部省史料館蔵竹中文書宝永四年覚書帳により作成

このうち、寛永 13 年の拝借錢が、ようやく 50 年後に皆済されている事情は不明であるが、最後の年賦期間中のものを除けば、全部返済は完了している。なお領主竹中氏も、伝馬 50 年に対し、毎年米 20 石を補助している (元禄十六年覚書帳文部省史料館蔵竹中文書)。

## 10

本来宿財政とその宿の存在する村財政とは別箇のものであるべきはずであるが、実際経理面では混同して一体化されているようである。今須宿役人が文化 11 年、幕命によって、同 6 年より 10 年までの地方・往還諸入用と宿借金の明細書を提出している。地方 (村) と往還方

(宿)の財政は一応区分して計算はしている。両者を対比すると地方が多く、文化6年より順に1.5—1.4—1.6—1.4—1.3倍となっている。しかしその収支決算面では両者一体化して經理していることは、次表にみる通りである。

(16) 今須宿収支決算累年一覧 (単位両) (文化6~10年)

収支	項 目	文化6年	7年	8年	9年	10年
	地方諸入用	321	300	370	313	287
	往還諸入用	212	212	221	212	221
	宿借金利子	70	84	73	75	68
	合 計	604	597	665	600	577
収入	4口合計	590	694	648	583	567
	過不足	-14	+96	-16	-17	-10
	本年新拝借金	101	...	...	...	...
	旧借 金	590	706	609	626	573
	借 金 合 計	706	609	626	573	583

金額は金1両未満すべて省略、したがって合計が必ずしも合っていない。

文化9年分の収入として、別に頼母子講落金があるので、借金合計がそれだけ減じて出されている。収入の4口とは文化10年を例にとれば、勿銭溜り利金当年下され分(28両)、宿助成金利足当年下され分(150両)、継飛脚廻米の内にて立用に下され分(4両)、地方往還割出し取立分(384両)のことである。

本表は関ヶ原町今須支所蔵式番永久録により作成

この第16表の収入4口の注記にあるように諸種の貸附金制度を設けて、その利子を宿助成の一端にあてていた例が、多くの宿でみうけられる。今須・関ヶ原・垂井の3宿助成5ヵ年利倍貸附金制度の創設年代は不明であるが、5年ごとに利子を人馬役へ割り渡している。これが第16表の収入注記の150両にあたるかは明らかでない。元来条件をひとしくする困窮のこの3宿は、明和7・8年の旱魃凶作、安永2年の流行病による死者続出、したがって宿役人馬の近在からの長期買上げによる宿入用の増加、天明3・6年の大凶作による前代未聞の物価高などでその窮迫は倍加した。しかし天明2年から宿助成のために、勿銭溜貸附金利子8分(80%のこ)を下されることになり、宿の相続もかろうじてなされてきた。

しかし寛政3年、この勿銭貸附金返済滞納金が、今須・垂井合わせて金318両となった。そこで幕府の天津役所の斡旋で、うち43両を即金返済、残金275両は翌4年から30年賦返済とされた。しかしこの長期年賦を不満とした宿では、元金154両を即金で、利足分164両は10年賦で取立て方を再願したが、その結果は明らかでない(前掲永久録巻番・式番)。

つぎに、今須・垂井・美江寺(何れも幕領の大垣預)の3宿は、宿場助成金を拝借し、これを大垣預役所が宿外の私領村々へ貸附け、その利子を毎年受取っていた。この貸附金の設定年代は不明であるが、その利子滞納がふえてきた。貸附先の大野郡中之元村の旗本西尾氏(知行高4,400石)の知行諸村へ元金1,000両と、同郡五ノ里村の旗本西尾氏(知行高300石)の知行村々へ元金100両との利子が、文化11・12年分合計330両、また各務郡芥見村の旗本金田氏(知行高3,000石)の知行村々へ元金450両の文化12年分利子67両2分、さらに中島郡江吉良村の旗本林氏(知行高2,000石)の知行村々へ元金200両の同年分利子30両のうち18両、以上4口

合計 415 両 2 分という少なからぬ利子滞納となった。大垣預役所を通じての各旗本から関係諸村への督促にも何の反応もなかったので、3 宿役人は、文化13年 9 月幕府道中奉行へ出訴した。

その結果は不明であるが、この貸附先が村とは名目上で、実はその旗本自体である場合が多かったようで、宿にとって有利な成果は容易にえられなかったと思われる。困りはてた 3 宿役人は文政 5 年、道中奉行へ金 1,000 両の「立替」拝借方を出願したが、奉行は、そのような繰替拝借は「際限」もないからとその願意を却下していることは、この推測をよく裏付けている。

しかし翌 6 年、奉行は特別処置として拝借金 300 両を許可し、その返納は 4 年目から無利子 10 年賦とし、その配分を右表の通り指示した。

(前掲永久録)

この幕府の配分額によって、この 3 宿財政の困窮度のある程度示唆しているようである。

宿駅所在の百姓が、各人どの程度の経済的負担をもったか。それは時代により、また所により格差があるのはいうまでもない。いま今須宿についてみると、弘化 4 年以後数年間の村小入用帳(関ヶ原町今須支所蔵)によってそれを知ることができる(第18表)。ここでは地方と往還方と区別されないで、村入用として一括処理されている。その村入用の高当り分担金は、割高 1549 石 1 斗 5 升 6 合から、生活困窮者の高 14 石 2 斗 9 升 8 合を引いた 1534 石 8 斗 5 升 8 合で計算されている。なお経理上から「所相場」が小入用帳に附記されているので、これを表末にかかげておく。

(17) 今須・垂井・美江寺拝借金額 (文政 6 年)

拝借金受領者		拝借金配分額			
		金	両	分	永文
今	須 宿	61	1		227
同	本 陣	19	2		134
同	脇 本 陣	14	3		120
垂	井 宿	121	3		216
同	本 陣	12	2		4
美	江 寺	69	2		49

今須宿脇本陣は 2 軒へ、美江寺には本陣 1 軒で脇本陣は存在していないがここで本陣は対象になっていない。

本表は前掲式番永久録により作成

(18) 今須村村入用(地方・往還とも)累年一覧 (弘化 4 ~ 嘉永 5 年)

年 代	村 入 用 合 計	高 1 石 当 分 担 額	所 相 場	
			金 1 両につき銭	同 米
弘 化 4	両 分 銀 匁 228 0.68	銀 匁 8.8	貫 文 6.448	斗 7.896
" 5	243 1.55	9.5	6.448	7.944
嘉 永 2	260 1 14.95	10.1	6.500	7.1428
" 4	227 1 12.5	8.6		
" 5	207 3 13.03	8.1		

今須村入用帳、関ヶ原町今須支所蔵により作成

各宿駅の総家数に対する旅籠屋数のしめる平均割合は、天保14年調査によると、東海道の 6.1% に対し、中山道は 10.2% と非常に高く、町全体からみて、宿としての機能は、中山道



が東海道よりもはるかに重要性をもっていることがわかる。

これを美濃の中山道16宿のみについてみると、12.4%となって、旅籠屋数がかなり多い。これを各宿別にみると、大湫の45%は、広く全中山道のうちでの最高である。これについて、御嵩の42%、大井・河渡の37%、細久手・鶴沼の36%、伏見の35%などの順になっている。(児玉幸多著『宿駅』附載五街道宿駅一覽)。これらの宿駅は、耕地が比較的少なく、ほかに産業のみるべきものもなかったので、宿駅業務に関係のない人たちが集まらなかったのも、全戸数も少なく、このように旅籠屋の比率が高かったわけである。したがって、これら宿駅の宿駅としてのわずかの繁栄も、幕府の滅亡と運命をともにしたのも偶然ではない。

しかし城下町の宿駅であった加納宿の前述の旅籠屋の比率はわずか4.3%にすぎないが、その旅籠屋35軒のうち持高のある家はわずか5軒で、ほとんどの旅籠屋が専業であったわけで、他の宿のそれが多くは兼業であったことを考えると、加納藩の繁栄のほどがうかがわれる。

旅籠屋1軒に飯売女(俗に飯盛女)2人までという制限は、道中奉行からの元文5年通達以来その後の標準となった。しかしこれを抱えおくことの許可は、5年ごとに継続願を出すのが定法であった。加納藩では文化6年これを出したが、風紀を乱すとして不許可となった。宿では宿老・年寄・問屋はじめ旅籠屋の間で、飯売女存続の可否について意見が2分して大いに論議がかわされた。加納藩田辺氏の「見聞録」(文化6年12月の条)に、

此の論議を益方・不益方と号す。益方は飯売女の運上を惣町方へ割賦致し候へば、加納宿の益と申立て、不益方は益これなし、畢竟風儀宜しからず候えば不益と申す。

とある。社会風刺に富んだ、しかも現代にも通じ興味ある「論談」である。結局は町頭などの年季更新の裏面工作が功を奏している(加納町史下巻)。

これを要するに、近世の宿駅制度は、その創設より根本的矛盾をもっていた。幕府役人の人馬継立ては無賃であるが、200をこす諸大名の参勤交代のための通行には定賃銭を払い、さらに商工業の発達につれて相対賃銭(相談できめるもの)の庶民の往来も盛んとなり、宿駅で金を落し、それで幕府公用旅行者の欠損分をうめ合わせる仕組みになっている。しかしこの3者の均衡がくずれることは重大であった。宿駅について、その監督は幕府(道中奉行)、その維持はその所在の領主、その実際の経営は宿役人をはじめ村民・助郷村がそれぞれその責任をとった。前述の均衡を失ったときの影響は、実際の経営に当たっていた宿駅やその関係村民に大きくしわよせがきたことは、各駅の財政が瀕死的危機に追いこまれた事実がよくこれを示している。繁栄したといわれる加納宿においても、さきにふれたように、飯売女の玉代・揚代の上前をとって公用旅行者の休泊料などの不足を補うという妙な関係の上に立っての繁栄の一面をもっていたことを注意しなければならない。十返舎一九の『木曾街道膝栗毛』の大湫宿の宿場女を描いた醜悪な場面も宿存続のための必要悪ともいえるべきであろうが、東濃の大井、中濃の加納、西濃の赤坂の3宿が最も繁栄したといわれるが、旅籠屋と飯売女の繁昌によるところが大きい。

児玉幸多氏がその『宿駅』において、ばくちの上前を取って、文化国家の建設に邁進している現代人は、これを笑う資格はないようであると皮肉っている。これは近世宿駅制度から生まれるべくして生まれたいわばガンであって、この宿駅制度が近代化されないかぎり、このガンはいよいよ大きくなる性格のものであった。